

諮問日：平成30年2月8日（平成29年度（最情）諮問第81号）

答申日：平成30年7月20日（平成30年度（最情）答申第20号）

件名：司法研修所弁護教官の職務内容に関する説明文書の不開示判断（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「新任の司法研修所弁護教官に交付している、司法研修所弁護教官の職務内容に関する説明文書（最新版）（裁判所HPに掲載されている文書は除く。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年12月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

新たに委嘱された司法研修所弁護教官に対しては、同教官の職務内容について必要に応じて他の弁護教官等から説明を行っており、司法研修所として説明文書を作成・交付する必要がないことから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年2月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月20日 審議
- ④ 同年6月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、新たに委嘱された司法研修所弁護教官に対しては、同教官の職務内容について必要に応じて他の弁護教官等から説明を行っており、司法研修所として説明文書を作成・交付する必要がないとのことであり、本件開示申出文書の性質に照らせば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人